

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 6 月 21 日 (火) 第 321 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 1
- くろまぐろ (大型魚) の採捕の停止 (水産振興課取扱い) 2
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- 漁船保険付保義務発生 (2 件) (水産振興課取扱い) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 歳入の収納事務の委託 (2 件) (建築課取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2 件) (南薩地域振興局取扱い) 5 (北薩地域振興局取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2 件) (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5 (大隅地域振興局取扱い) 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

奄美大島海区漁業調整委員会指示

- ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 6

県立病院局企業告示

- 指定納付受託者の指定 (2 件) (県立病院課取扱い) 7

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 523 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2 第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和4年6月21日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
薩摩川内市下甕町青瀬字金山74番13
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第524号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1－4に規定する鹿児島県定置漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県定置漁業においてくろまぐろ（大型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和4年6月22日から令和5年3月31日までの間とする。

令和4年6月21日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第525号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年6月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
10.1トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	5.3トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	4.8トン

鹿児島県告示第526号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、住用加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年6月21日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第527号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、喜界加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年6月21日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第528号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年6月21日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域
大 峯 3 地 区	次に掲げる標柱の1号から16号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と16号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域並びに同標柱の17号から28号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の17号と28号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地

1号		鹿児島市田上八丁目3740番
2号		鹿児島市田上八丁目3738番3
3号	4号	鹿児島市田上八丁目3738番1
5号	6号	鹿児島市西別府町3600番1153
7号		鹿児島市西陵七丁目3380番111
8号		鹿児島市西陵七丁目3380番109
9号		鹿児島市田上八丁目3773番3
10号		鹿児島市田上八丁目3772番1
11号	26号 27号	鹿児島市田上八丁目3788番1
12号		鹿児島市田上八丁目3804番1
13号		鹿児島市田上八丁目3769番1
14号		鹿児島市田上八丁目3758番5
15号		鹿児島市田上八丁目3752番
16号		鹿児島市田上八丁目3744番4
17号		鹿児島市田上八丁目3786番
18号		鹿児島市西別府町3116番265
19号		鹿児島市西別府町3116番182
20号		鹿児島市西別府町3116番181
21号		鹿児島市西別府町3116番9
22号	23号	鹿児島市田上八丁目3799番2
24号	25号	鹿児島市田上八丁目3798番2
28号		鹿児島市田上八丁目3785番1

鹿児島県告示第529号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年6月21日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・北枝1，急・札下3，急・宇宿九丁目2及び急・坂之上三丁目2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第530号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年6月21日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・北枝1，急・札下3，急・宇宿九丁目2及び急・坂之上三丁目2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河

川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第531号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年6月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
鹿児島市に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市新屋敷町16番228号
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
- 3 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

鹿児島県告示第532号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年6月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
鹿児島市以外（離島を除く。）に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市東開町3番地166
南和産業グループ 代表団体 株式会社南和産業
- 3 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

南薩地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年6月21日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童支援センターふう	南さつま市加世田高橋2765番地105	特定非営利活動法人ふう	南さつま市加世田地頭所709番地21	畦元 健一	令和4年6月1日	放課後等デイサービス

南薩地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和4年6月21日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
地域生活支援セ	南さつま市加世	特定非営利活動	南さつま市加世	畦元 健一	令和4年	生活介護

ンターふう	田高橋1935番地 164	法人ふう	田地頭所709番 地21		5月31日	・自立訓練 (生活訓練) ・宿泊型自立 訓練
-------	------------------	------	-----------------	--	-------	---------------------------------

南薩地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年6月21日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
地域生活支援セ ンターふう	南さつま市加世 田高橋1935番地 164	特定非営利活動 法人ふう	南さつま市加世 田地頭所709番 地21	畦元 健一	令和4年 6月1日	自立訓練 (生活訓練) ・宿泊型自立 訓練

北薩地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年6月21日

北薩地域振興局長 橋木宏幸

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
就労継続支援B 型事業所Ridico lo.	薩摩川内市永利 町4568-2	合同会社Ridico lo.	薩摩川内市永利 町4568-2	田之上友彦	令和4年 6月1日	就労継続 支援B型

始良・伊佐地域振興局告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年6月21日

始良・伊佐地域振興局長 米盛幸一

事業所		申請者			指定年月 日	障害児通 所支援の 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
R I S E	始良市平松1230 - 3	セカンドプレイ ス株式会社	始良市加治木町 本町147番地1	竹下 浩介	令和4年 4月18日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
放課後等デイサ ービスにこのい え	霧島市国分中央 二丁目4番9号	株式会社たじつ や	霧島市国分中央 三丁目22番17号	田實 義幸	令和4年 5月1日	放課後等 デイサー ビス

大隅地域振興局告示第25号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 4 年 6 月 21 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
コペルプラスかごしま鹿屋教室	鹿屋市寿二丁目13番1号	こどもファースト・ジャパン株式会社	鹿児島市荒田一丁目31番27号	亀川 耕介	令和 4 年 4 月 1 日	児童発達支援

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第66号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 6 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P フィーバー戦姫絶唱シンフォギア 黄金絶唱N	株式会社三共	210099
ぱちんこ遊技機	P シンデレラブレイド J Q Y	株式会社 J F J	210087
回胴式遊技機	S アバサーM1	株式会社アムテックス	2S0215
回胴式遊技機	S 黄門ちゃま喝2L1	株式会社オリンピア	2S0287
回胴式遊技機	S チバリヨNC	ネット株式会社	1S0371

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-1号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 4 年 6 月 21 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

2 操業の承認

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。

4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
 - (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
 - (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合
- 5 操業期間の制限
ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業は、毎年6月1日から10月31日までは操業してはならない。
- 6 漁具の制限
ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。
- (1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、1隻当たり350針以内とする。
 - (2) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
 - (3) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- 7 操業区域の制限
ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。
- 8 承認証の漁船への備付け義務
ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。
- 9 漁獲実績の報告
ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びソデイカはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。
- 10 遵守事項
ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。
- 11 承認の取消し
委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。
- 12 取扱事項
この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるものとする。
- 13 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和4年7月1日から令和5年5月31日までとする。

県立病院局企業告示

鹿児島県県立病院局企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年6月21日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
九州カード株式会社
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和4年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる収入

県民健康プラザ鹿屋医療センター及び県立大島病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第10条に規定する使用料

- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

鹿児島県立病院局企業告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年6月21日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社鹿児島カード
鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和4年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる収入
県立始良病院，県立薩南病院及び県立北薩病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第10条に規定する使用料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで